

GET ビジネス学習館
2014 行政書士講座

第6回 憲法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

第9章 社会権

自由権は国家の不作为を要求するものであり、社会権は国家の作為を要求するもの

1 生存権

〈25条〉

けんちゃんの参考資料

プログラム規定説とは

憲法上の規定について、政策の指針を示すにとどまり、法的拘束力を持たないとする考え方。

→簡単にいえば「憲法には強制的な法的なものがあり、違反すれば憲法違反で罰せられます」。

しかし、このプログラム規定説ではあくまで「考え方を示しており」、違反しても罰せられません。

朝日訴訟

争点2

厚生大臣の裁量に委ねられている生活保護基準の設定判断は、違法の問題生じるか？

〈判旨〉

～厚生大臣の合目的な裁量に委ねられており、その判断は、当不当の問題として政府の政治責任が問われる事があっても～

テキスト以外でも次の2点が大切です。

- 国から生活保護を受ける事のできる権利は、反射的利益ではなく法的利益だと解される。
(反射的利益については、行政法でね)
- 生活保護を受ける権利は譲渡できないし相続の対象にもならん。

堀木訴訟

〈判旨〉

25条②は、国には事前に防貧施策をなすべき努力義務がある事を、

25条①は、②の防貧施策を行ったにも関わらず、なお落ちこぼれた者に対し、国には事後的に救貧施策をなすべき責務がある事を宣言しているものと解し、

原則：いかなる防貧施策をどの程度実施するかは立法府の裁量に属し、裁判所は審査判断できない

例外：著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用があった場合は、裁判所は審査判断ができるよって、公的年金相互間における併給調整を行うかどうかは立法府の裁量に属する事柄である。

2 教育を受ける権利

旭川学力テスト事件

争点 1

〈判旨〉

国家教育権説・・・子供の教育内容については国が関与・決定する権能がある

国民教育権説・・・教育内容の決定権は、親及び教師を中心とする国民全体にある。

折衷説・・・教育内容の決定権は、親及び教師を中心とする国民全体にあるが、国にも一定の範囲内で教育内容について決定する権能がある。

国家教育権説も国民教育権説も極端かつ一方的で採用できない

争点 2 子どもの学習権について

〈判旨〉

みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足する為の教育を自分に施す事を大人一般に対して要求する権利がある。(学習権という)

争点 3 国と国民の教育権の分担

〈判旨〉

① 義務教育における教師に完全な教授の自由を認める事はできない

② 親には子女の教育の自由を有すると認められるが、親の教育の自由は家庭教育等の学校外における教育や学校選択の自由にある

③ 国は必要かつ相当と認められる範囲において教育内容を決定する権利がある

(①～③のまとめ)

親、教師の教育の自由を認めつつも国にも相当と認められる範囲で教育内容を決定する権利がある。

(折衷説)

〈判旨 その他〉この判例では下記の事も大切

○ 26条①の教育を受ける権利は子供に限っていない

○ 学問の自由は教授する自由を含む

① 家永訴訟 (第一次訴訟) (東京地高 S49 年 7 月 16 日)

教科書検定制度そのものは、国が憲法第 26 条第 1 項に定める国民の教育を受ける権利の実現を目ざして行われる学校教育制度の一環として学校教育法に基づき実施されるものであって、その目的とするところは教育の機会均等、教育水準の維持向上ならびに教育の中立性確保などにあるものと認められるから、これをもって憲法第 26 条第 1 項の子供の教育を受ける権利、同第 2 項の親の教育権を侵害するものとは解し難い。

② (最判 S32. 4. 5)

少年を少年院に送致した結果、高校へ行けなくなったとしても教育を受ける権利を侵害した事にはならない。

3 労働基本権

憲法は原則として私人間には直接適用されないが、その例外として労働基本権は、直接私人間にも適用される。と、解されている。テキストP42参照

2. 公務員の労働基本権

全農林警職法事件

事案

警察権限を拡大する為「警察官職務執行法」を改正しようとする動きがあった。これに反対する運動が各地であり、全農林組合も職場大会を開こうとした。

農林省の職員がその大会への参加を呼びかけた為、公務員の一律かつ全面的な争議行為を禁止している国家公務員法に違反するとして起訴された。

〈判旨〉

《全農林警職法事件の合憲性の根拠》

4つの理由から国家公務員法の「公務員の一律かつ全面的な争議行為禁止」規定は合憲だとした。

(この職員は有罪になった)

- ① 公務員の地位の特殊性と職務の公共性
- ② 公務員の勤務条件は法律・予算で定められ、政府に対する争議行為は的外れ
- ③ 市場抑制力が公務員関係では働かない
- ④ 人事院勧告のような代替措置がある

第3編 統治機構

統治機構の分野では、「権能」という言葉がよく出てきます。

(公の機関の) 権限という意味ですが、必ず比較して区別して覚えよう

天皇の権能 V S 内閣の権能 V S 内閣総理大臣の権能

国会の権能 V S 議院の権能

内閣の権能 V S 内閣総理大臣の権能

国会の権能 V S 内閣の権能 V S 裁判所の権能 など

第1章 天皇

1 天皇の地位

2. 世襲制

〈2条〉

憲法では皇位は世襲と定め、具体的な内容は「皇室典範」に定めている。

2 天皇の権能

2. 内閣の助言と承認

〈3条〉

内閣の自己責任であり天皇に代わって内閣が責任を負うのではない

3. 国事行為の種類

〈6条①〉

けんちゃんの参考資料

○ 「指名」と「任命」の違い

「指名」は、責任や職務を行う者として選ぶこと

「任命」は、指名された人を重要な職務に付いた新任の者として称号を与えること

〈6条②〉

○ その他の裁判官の任命は、天皇の国事行為ではない。事に注意！内閣の権能だよん（79条①）

○ 天皇に罷免権がないことに注意。罷免権は、78条・79条

〈7条〉

けんちゃんの参考資料

行政機関により制定された「定め」の事を**行政立法**といい、憲法では**命令**と呼んでいる。

(憲法81条)

○ 制定する機関による行政立法の分類

- | | | |
|-------------|-----|---|
| ① 政令 | ・・・ | 内閣が制定する命令 |
| ② 内閣府令 | ・・・ | 内閣総理大臣が制定する命令 |
| ③ 省令 | ・・・ | 各省大臣が制定する命令 |
| ④ 外局規則 | ・・・ | 府・省の外局である各委員会、各庁の長官が制定する命令
(公正取引委員会規則など) |
| ⑤ 独立行政機関の規則 | ・・・ | 独立行政機関が制定する命令
(会計検査院規則、人事院規則など) |

4. 国事行為の委任

(4条②)

国事行為を委任する事自体も国事行為に該当するので、内閣の助言と承認が必要となる。

5. 摂政

(5条)

4条①の規程が準用されていることから・・・

「摂政は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。」
と言える

けんちゃんの用語チェック

「適用」と「準用」

「適用」とは特定の法規の規定を「ある人、ある事項、ある事件」など、具体的な対象に対して効力をそのまま働かせる場合に用いられます。

例えば「法律を施行するが、この規定は○月○日から適用する」という場合や、「法律をある罪を犯した人を対象にして適用する」場合などに使われます。

同じような言葉で「準用」という用語があります。

「適用する」は対象の事項に、規定をそのままあてはめる時に使われますが、「準用する」という時は、対象の事項と類似している規定を必要な修正をして、事項にあてはめることをいいます。

第3章 国会

1 国会の地位

〈43条〉

両院の組織上の差異

	衆議院	参議院
任 期	4年（解散の場合は任期満了前に終了）	6年（解散による終了なし）
議員定数	480人 （小選挙区300人・比例代表区180人）	242人 （比例代表区96人・選挙区146人）
議員資格	25歳以上	30歳以上
選 挙 区	小選挙区と比例代表区（11ブロック）	都道府県を選挙区とする大選挙区と比例代表区（全国を1区）

2 国会の組織

1. 衆議院の優越

けんちゃんのまとめ

〈衆議院と参議院の相互の関係〉

① 同時活動の原則

例外：参議院の緊急集会

② 独立活動の原則

例外：両院協議会

③ 衆議院の優越

衆議院だけに認められている権能

- ・ 予算先議権（60条①）
- ・ 内閣信任・不信任決議権（69条）
- ・ 参議院の緊急集会中にとられた措置に対する同意権（54条③）

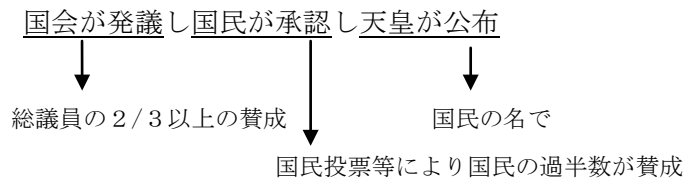
議決等の効力面での優越

- ・ 法律案の再議決（59条②）
- ・ 予算の議決（60条②）
- ・ 条約の承認（61条）
- ・ 内閣総理大臣の指名（67条②）

(1) 法律案の議決、予算の議決、条約の承認、内閣総理大臣の指名

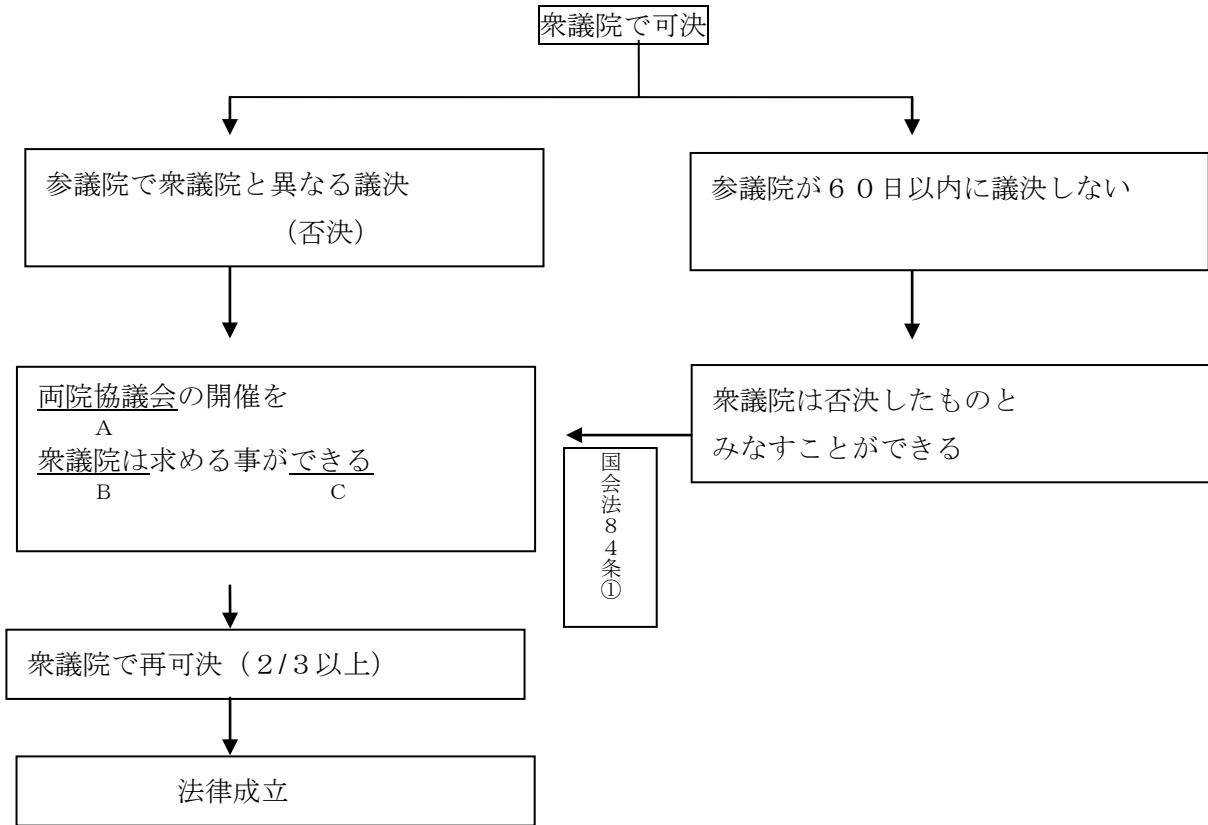
〈59条①〉

- 法律案は、原則・・・両議院で可決した時に法律となる
例外・・・95条
- 両議院で可決した時に法律となる。なので、
 - ・ 国務大臣が署名し総理大臣が連署した時（74条） や
 - ・ 天皇が公布した時（7条） ではない
- 憲法改正の手続きは、



以上より、憲法改正は法律改正より難しい。こおゆうのを**硬性憲法**って言うんだったよね。

法律案の議決

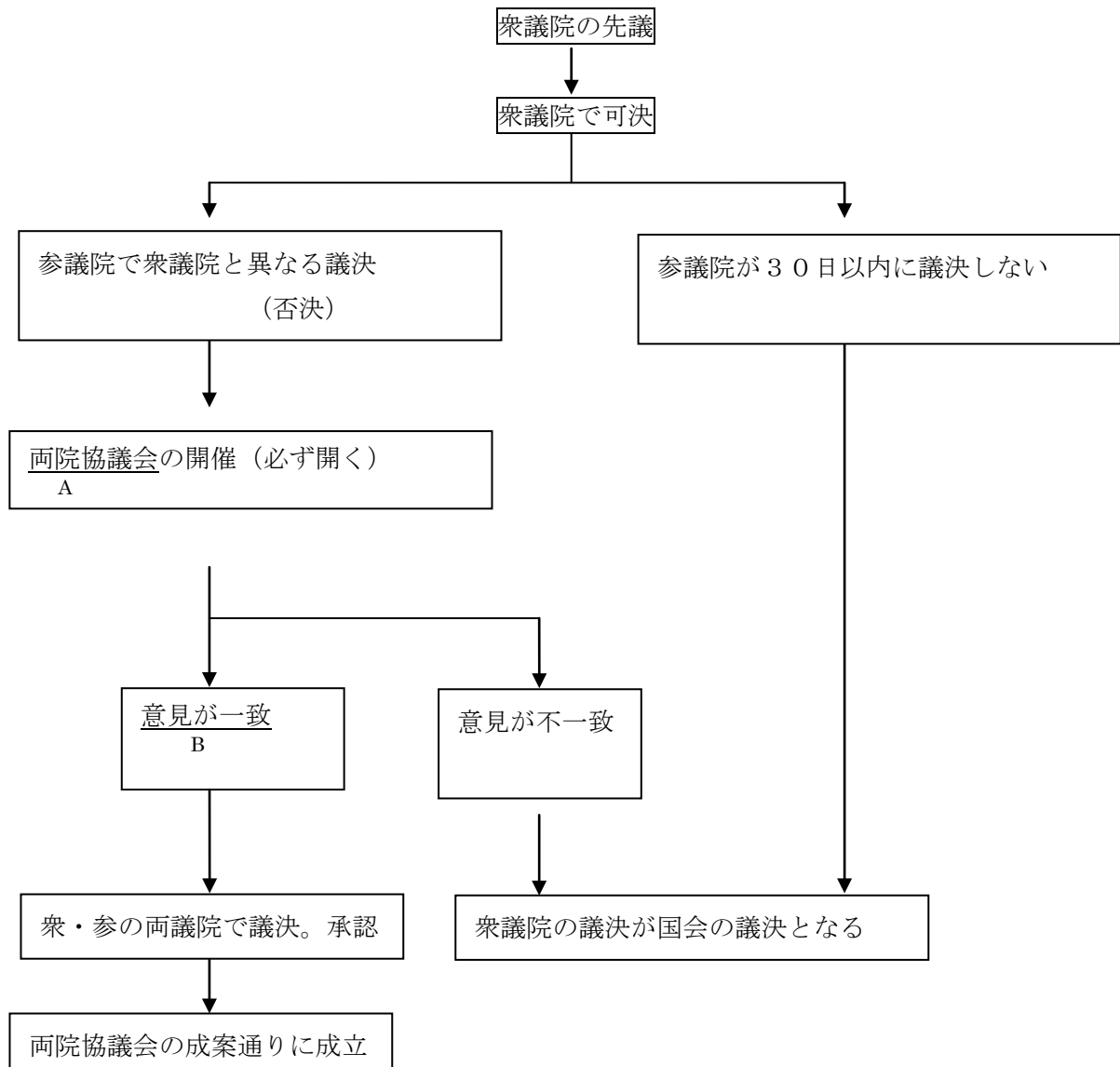


- A 「任意的両院協議会」という。
- B 原則：衆議院が開催を求める事が出来る
例外：参議院先議の法律案を衆議院が修正してその回付案に参議院が同意しなかった時に限り
参議院は両院協議会の開催を求める事が出来る。
但し、衆議院は拒否が出来る（国会法84条②）
- C 「必ず」でない。事に注意してね。（再可決制度があるから）
「予算」「条約」「総理大臣の指名」は必ず開かないけない（再可決制度がないから）

〈60条〉

- 予算に伴う法律案には衆議院の先議はない

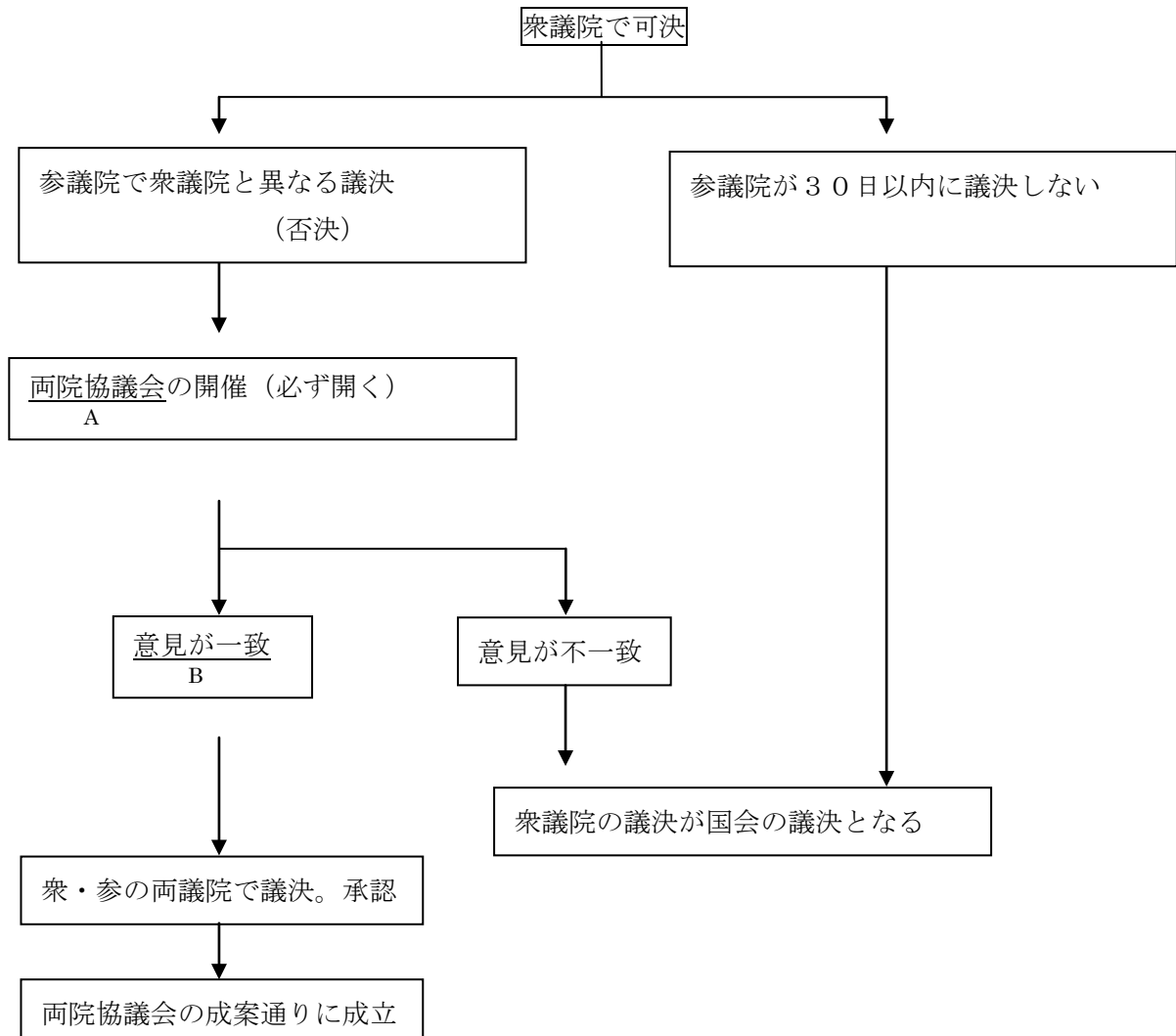
予算の議決



- A 「必要的両院協議会」という
- B 「両院協議会の成案」という

〈61条〉

条約の承認



A 「必要的両院協議会」という

B 「両院協議会の成案」という